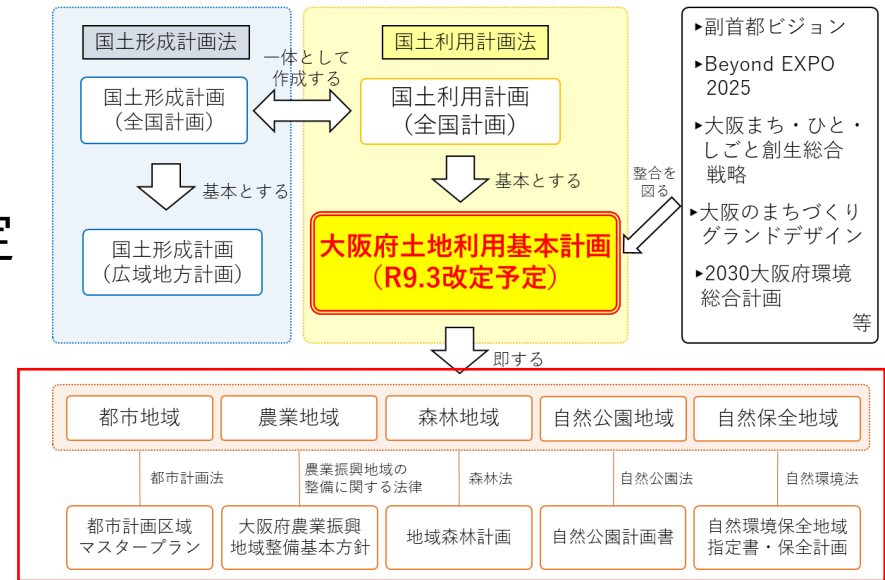


検討経緯

- ▶部会での検証結果を踏まえて、国土利用計画を廃止し、土地利用基本計画に継承の上、**一本化**することを決定（R7年度審議会）。
- ▶都市計画区域マスタープランほか、各法律に基づき策定している土地利用に関する**諸計画を体系化**。



計画の構成

現行2計画を一本化

法定諸計画を体系化

大阪府国土利用計画（H29.3策定）

- 第1章 土地の利用に関する基本構想
 - 1 土地利用の概況
 - 2 土地利用の基本理念
 - 3 土地利用の将来像と基本方針
 - 4 土地の利用目的に応じた区分ごとの基本方向
- 第2章 土地の利用目的に応じた区分ごとの目標（面積）
- 第3章 目標を達成するために必要な施策の概要
 - 1 将来像の実現に向けた施策の推進
 - 2 土地利用に関する情報把握と点検・評価・改善

大阪府土地利用基本計画（R9.3改定予定）

- 第1章 大阪府の土地利用の概況
 - 1 国土上の位置付けと特性
 - 2 土地利用の現況
 - 3 土地利用の課題
- 第2章 土地利用の基本方向
 - 1 基本理念
 - 2 将来像と基本方針
 - 3 五地域区分別の土地利用原則
 - 4 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針
- 第3章 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画
- 第4章 土地利用状況の観測と評価・見直しの方針
- 土地利用基本計画図（五地域）

大阪府土地利用基本計画（H30.3策定）

- 1 土地利用の基本方向
 - (1)土地利用の基本方向
 - (2)土地利用の原則
- 2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針
- 3 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画
- 土地利用基本計画図（五地域）

「大阪府土地利用基本計画」改定素案の概要

踏まえるべき社会事象と土地利用の課題

事象

人口減少・少子高齢化の進行

国際的な都市間競争

東京一極集中

自然災害の激甚化・頻発化

自然環境・生態系の破壊

課題

将来にわたって安定的な都市経営を実現し、活力向上と経済成長に資する土地利用

貴重な自然環境・自然資源を保全・活用し、持続可能で質の高い暮らしを実現する土地利用

気候変動や自然災害、土地管理水準低下による社会への影響を防止・軽減し、安全・安心を確保する土地利用

土地利用の基本方向

【基本理念】

これまでに蓄積された質の高い自然・文化・歴史的資源、都市基盤のストックなどを生かしながら、公共の福祉を優先させ、自然環境を保全しつつ、安全かつ健康で文化的な生活環境の確保を図り、日本における東西二極の一極の形成を目指し、ひいては関西全体、我が国の発展に寄与する。

将来像 1：にぎわい・活力ある大阪

基本方針①大阪にふさわしいネットワーク型都市構造の強化

(取組) ■新大阪・夢洲まちづくりによる拠点強化 ■なにわ筋線・大阪モノレール・淀川左岸線整備などによる交通ネットワーク強化 ■空港・港湾機能強化 等

基本方針②人・産業を呼び込み、地域資源を生かした魅力ある質の高い都市づくり

(取組) ■夢洲IR ■都心部・万博記念公園でのアリーナ整備 ■御堂筋全面歩道化 ■ライフサイエンス・新エネルギー分野など成長産業集積促進 等

ーにぎわい・活力ある大阪ー
うめきた2期先行まちびらき(大阪市)



将来像 2：環境にやさしくみどり豊かな大阪

基本方針①環境負荷が少なく、みどりを生かした都市空間の創造

(取組) ■グリーンインフラによるヒートアイランド対策 ■街路樹等によるみどりのネットワーク形成 ■生産緑地による農地保全 ■カーボンニュートラル形成などによる脱炭素化 等

基本方針②健全な生態系の形成に資する土地利用の保全

(取組) ■地域農業経営基盤強化促進計画などによる農地集積・集約 ■自然共生サイト認定支援によるネイチャーポジティブ促進 等

ー環境にやさしくみどり豊かな大阪ー
農地集積・集約(豊能町牧地区)



将来像 3：安全・安心な大阪

基本方針①安心して暮らせる災害に強い都市の構築・国土の保全

(取組) ■三大水門更新による高潮・津波対策 ■氾濫域を含めた流域治水対策 ■橋梁耐震化による災害時輸送路確保 ■密集市街地対策・無電柱化・防災公園整備 ■保安林拡大による国土保全 等

基本方針②持続可能な土地の利用・管理

(取組) ■地域管理構想の取組支援 ■分野横断的な地理空間情報・デジタル技術による土地利用の効率化・高度化 ■空き家バンク活用 等

ー安全・安心な大阪ー
安威川ダム(茨木市)



五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

地域区分	対象(指定されている又は指定予定)	対象を規定する法令
都市地域	都市計画区域	都市計画法第5条
農業地域	農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律第6条
森林地域	①国有林の区域 ②地域森林計画の対象となる民有林の区域	①森林法第2条第3項 ②同法第5条第1項
自然公園地域	自然公園	自然公園法第2条第1号
自然保全地域	大阪府自然環境保全地域	自然環境保全法第45条第1項に基づく大阪府自然環境保全条例第11条

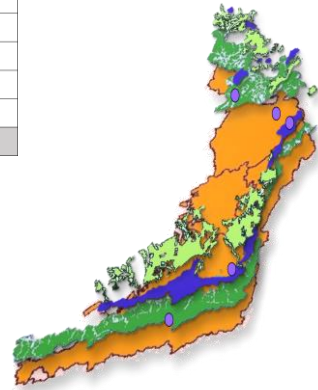
【調整指導方針(一覧)】

五地域区分	都市地域	農業地域	森林地域	自然公園地域	自然保全地域
都市計画区域	×				
農業振興地域		×			
国有林の区域			×		
地域森林計画の対象となる民有林の区域			×		
自然公園				×	
大阪府自然環境保全地域					×

【指定状況】

- 都市地域
- 農業地域
- 森林地域
- 自然公園地域
- 自然保全地域

【凡例】
×：制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの
←：矢印方向の土地利用を優先する
○：両地域が重複する場合等により、土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用も認める
①：計画的な都市化が担保される場合等により、森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用も認める
②：原則として、都市的な土地利用を優先するが、森林の有する多面的機能の保全につとめる
③：計画的な都市化が担保される場合等により、森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用も認める
④：原則として、農地としての利用を優先するが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用も認める
⑤：森林としての利用を優先するが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用も認める
⑥：自然公園としての機能をできるだけ維持するよう調整を図りながら都市的な利用を図る



土地利用状況の観測と評価・見直しの方針

▶将来像の実現や基本方針に関する施策の取組状況を点検、評価。土地利用区分ごとの面積推移調査により土地利用の大きな動向を把握するとともに、質的観点も含めた指標設定により土地利用実態の変化を観測・分析し、評価する。

▶その上で、新たな課題に対して、必要に応じて計画の見直しを行う。